令和4年度第2回富山県環境審議会 議事録(概要)

1 富山県カーボンニュートラル戦略の策定について(答申)

カーボンニュートラル戦略策定小委員会での検討結果について、委員長から報告があり、審議が行われた。その結果、小委員会報告のとおり答申することとされた。

【質疑応答】

(委員)

再生可能エネルギー導入量の電力の2030年度目標を見ると、太陽光の+359GWhとバイオマスの+317GWhの増加量が大きい。この増加分のバイオマスの燃料はどういったものなのか。県内の林業で枝打ちされたものか、あるいは別のものか。

(事務局)

バイオマス発電の導入目標の増加分については、2020年度と比較した値を示しており、昨年7月に高岡市の伏木万葉埠頭で稼働した大型のバイオマス発電所が主なものとなっている。その発電所では、海外から輸入したペレットを活用していると聞いている。

(委員)

場合によっては、海外のペレットの資源が生産地の森林を持続的に使用していないと言われることがあり、少し問題視される動きもあると思う。国内産ではないバイオマスを使う場合に、供給元の資源がどのように調達されているのかを注視してほしい。

2 富山県大気環境計画の改定について(答申)

大気騒音振動専門部会での検討結果について、部会長から報告があり、審議が 行われた。その結果、専門部会報告のとおり答申することとされた。

【質疑応答】

(会長)

光化学オキシダントに関する新たな調査研究など何か追加の説明事項はあるか。 (委員)

光化学オキシダントの問題に関しては、富山県に限らず全国的な問題であり、 現在も、メカニズムが完全に解明されたといえる段階ではない。この答申案においても調査研究の推進が明示されており、環境科学センターを中心に調査研究を 継続していただきたいと思っている。また、当専門部会としましては、全国の研究動向を踏まえ、富山県の研究の進捗状況についても、注視していきたい。

3 富山県生物多様性保全推進プランの改定について(答申)

生物多様性小委員会での検討結果について、委員長から報告があり、審議が行われた。その結果、小委員会報告のとおり答申することとされた。

【質疑応答】

(委員)

膨大なプラン、ご苦労さまでした。綺麗な写真や、トピックもあり、用語解説も非常に丁寧にされている。とても読みやすい文章、流石だったと思っている。今の説明にもあったように30by30というのがあり、2021年のG7サミットでは各国が国土の30%は保護区を確保しようということになった。目標の参考指標に県の自然公園等の面積というのがあるが、現状値以上にするという記載で私は良いと思うが、具体的に何%と決めなかったのは、どのような考え方か。

(事務局)

30by30については、COP15や国家戦略でも、取り上げられているところであり、国では、国立、国定や県立自然公園のほか、OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)といったものに力を入れて達成を目指すということにしている。本県においては、自然公園については、かなり指定が進んでいると認識している。今後力を入れていくのは、そういったOECMといったところであり、この指標にもあるが、30by30アライアンスの県内参加団体数を指標として、今回加えたところである。

(委員)

県土のうち保護地域が何%あるか県は現状を把握しているか。

(事務局)

保護地域には自然公園や鳥獣保護区などのいろいろな区域があるが、重複するところを差し引く必要があり、環境省に問い合わせているところで、はっきりした数字は、現時点では申し上げられない。富山県の場合、30%は確実に超えているということは聞いている。

4 富山県ニホンザル管理計画の改定について(答申)

野生生物専門部会での検討結果について、部会長から報告があり、審議が行われた。その結果、専門部会報告のとおり答申することとされた。

【質疑応答なし】

5 富山県地下水指針の改定について (諮問)

事務局が諮問内容について説明し、審議が行われた。その結果、水環境専門部会に付議して調査審議することとされた。

【質疑応答なし】

6 富山県イノシシ管理計画の改定について(諮問)

事務局が諮問内容について説明し、審議が行われた。その結果、野生生物専門部会に付議して調査審議することとされた。

【質疑応答なし】

7 富山新港地区緩衝緑地の管理の事業に係る費用負担計画について(諮問)

事務局が諮問内容について説明し、審議が行われた。その結果、原案のとおり 答申することとされた。

【質疑応答なし】

8 令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(報告)

水環境専門部会での検討結果について、部会長から報告がなされた。

【質疑応答なし】

【会議全体を通しての意見・質問】

(委員)

大気汚染、大気環境計画の中で、野外焼却の問題があるという話になっていたが、計画の用語集ではごみを野外で燃やす行為であると定義されており、農業用の野焼きというのは確か政令で除外されていたかと思うが、基本的にこの計画の中で考えているのは、あくまでも廃棄物とかごみということで、農林・漁業については、原則からの例外であるという理解でよいか。

(事務局)

野外焼却、いわゆる野焼きは、廃棄物処理法で原則禁止ということになっている。ただ農業等で、どうしても必要な場合は例外として認めるということになるが、通常の農業でどうしても焼却しなければならないケースというのは、考えにくい。基本的には本県では、例えば稲藁等の焼却については、パトロール等も実施しているが、発見次第、原則やめていただくことをお願いしている。

(委員)

それは自粛をお願いするという感じか。あとは除草目的とかもあろうかと思うが。

(事務局)

除草についても焼却してしまうというのは、非常に農業者の皆様にとっても楽なやり方であると思うが、当然、その野焼きによって煙が出て周辺住民の方の生活環境を害するおそれがある。このため、原則、除草については機械除草等とし、焼却は行わないようにと県としてはお願いをしている。

実際には、野外焼却・野焼きで警察が立件するというケースもあり、野焼きについては、原則禁止ということをパトロール等で県民の皆様にお知らせをしている。

(委員)

そうすると、農林部局でもそういう取組みをされているという理解でよいか。

(事務局)

JA等を通じて、農業者の皆様には野外焼却は廃棄物処理法で禁止されている ということは、周知させてもらっている。

(委員)

2018年に閣議決定された第5次環境基本計画の中で、地域循環共生圏を環境政策として推進しようということで、これは生物多様性の保全にも関わるし、気候変動対策の内容に関わるということで、いろいろと跨った施策になって、いわゆる地域の、様々な地域が取り組むべき姿というか、そういった中でモデルになると思う。今回、自分が関わった生物多様性保全推進プランの中にも、そういった概念的なものとしては取り上げられているが、用語としては、簡易索引の中にも使われておらず、カーボンニュートラル戦略の方にも、そういった文言が入っていなかった。富山県にもこういった地域循環共生圏のアイデアというのは非常に馴染むように思うが、これから何かしらこういった環境政策を積極的に使っていった方が良いのではないかという提案というか、意見を個人的に思っている。

(事務局)

地域循環共生圏については、昨年度策定した環境基本計画の中で、そういった趣旨を盛り込み、今、先生が仰られた内容についても記載している。

(委員)

地下水の保全、あるいは、水質の確保という観点から、陸砂利の採取について許可をされるのは富山県なのだろうと思うが、そういったところに対する埋め戻しの状況をどのようにチェックしているのか。入善町でもそういったことがあり、近隣でもあるというふうには聞いている。チェック体制というものが、どのようになっているかということは相当懸念の声があるので、少し説明いただければありがたい。

(事務局)

陸砂利採取について、許認可自体は土木部で実施しているが、施工のやり方としては原状に復するよう埋め戻しをして、きちんと上からの雨水が地下へ浸透するようにということになっていると伺っている。

土木部でおそらく、どういう性状の土壌で埋め戻しをしているかというのはき ちんとチェックをしていただいているものと思うが、土木部にはきちんとそうい う懸念の声があるということは伝えておきたいと思う。

(委員)

地下水の保全という観点からも安心して使用できる地下水がほしい。しっかりと守っていくということも踏まえて、県で横の連携をぜひお願いしたい。